

いずみ通信

IZUMI NEWSLETTER

2024年度 第3号 N081



名古屋市児童養護施設等就労支援事業
就労支援事業 サポートいずみ
名古屋市昭和区福江3丁目5番10号
自立援助ホーム慈泉寮内

TEL (052) 881-7583

FAX (052) 881-7746

E-mail sp.izumi2012@gmail.com

<https://syoutokukai.or.jp/izumi/>

発行責任者 平井誠敏 編集者 羽根 祥充

吹く風が身にしみ、冬の訪れを感じる季節になりました。この時期、高校3年生は将来の進路に向け、何かとせわしない日々を過ごしていることと思います。今号は、年間通じて行っている職業体験を紹介しながら、社会的養護下の自立支援について考えてみたいと思います。

職業体験は、希望があれば、いつでも調整します。

夏休み期間に参加児童を募集して行う職業体験以外にも、希望があればいつでも職業体験は調整しています。

以前は、年間数件くらいの希望しかありませんでしたが、昨年度は、希望者が多く延べ17件の利用がありました。就職に直接つなげるものよりも経験不足を補う意味での利用目的が多く、利用者の年齢は中高生が中心となっています。

昨年度は、高校を中退した児童の利用が目立つ中で、体験先としてお願いした喫茶マウンテンさんから、「中退する前に学校に行けなくなっている子どもを体験させてみてはどうか」と提案があり、利用を呼びかけたところ、児童養護施設や一時保護中の児童がよく体験をするようになりました。

喫茶マウンテンさんで職業体験中の高校生の女子

今回は、昨年12月から継続して体験させていただいている高校生の女子について紹介します。

不登校であるため、学校にも理解を得ながら、学校の活動としての位置づけで取り組んでいます。

今年の3月までは、開始時刻の11時にいつも遅刻していました。店からは、本人の自覚の問題なので、施設からは特に行かせるように働きかけなくてよいという助言をもらっていました。その後開始時刻を10時からとし、店に出勤票をつけてもらうなどしましたが、あまり効果はありませんでした。5月に、時間通りに頑張っていけたら、店のオリジナルTシャツを買うという目標を立てたことをきっかけに、ほぼ時間通りに行けるようになりました。

仕事については、2月くらいまでは、同じ施設の子と一緒に来るが多かったこともあり、その子に頼ってしまって座ったままにいるが多かったそうです。一人で来る時に、レジ打ち、注文を取ること、簡単なトッピング、食器洗いなど、一つ一つ丁寧に教えてもらうなかで、いろいろなことができるようになってきたと聞いていました。

ある日、店を訪ねたところ、レジでお客さんのお会計をしているところを見かけました。無難にこなしている姿に感心し、体験中の様子を見せてもらうことにしました。

調理場で食材の準備をし、一段落すると、ホールの空いたテーブルで紙ナフキンを丁寧にたたんでいました。その後、お客さんが来店したことに気づくと、誰に指示されることもなく、メニューを持っていて注文を取っていました。メニューの内容を簡単に説明もしていました。一通りのことはできるようになってきているそうです。

喫茶マウンテンさんからは、「何より、1年近く通い続けることができたことがいい」「開始時間に遅れることもまだあるが、自分から連絡してくるようになったことは進歩」「後1年くらいできることを積み上げていってほしい」など、温かいお言葉がいただけました。

(裏面へ続く)



社会的養護下で暮らす児童の就労後の支援状況について

相談員 羽根 祥充

1年前のいずみ通信（2023年度第3号）では、サポートいずみが直接就労支援をする高校中退した事例を中心に、アフターケアの強化の必要性について述べさせていただきました。今回は視点を変え、就職希望の施設入所児童が学校の進路指導を受けるなどして就職を決めた後、一人暮らしをするなかでどのような状況になっているかをみるなかで考えてみたいと思います。

名古屋市では、毎年6月に社会的養護下で暮らす子どもたちの支援の向上を図る趣旨で、名古屋市内の児童養護施設の自立支援担当者のほか支援にあたる職員向けの研修会が行われています。今年の6月の研修に提出された資料によれば、名古屋市内の児童養護施設を高校卒業後に退所し就職した者の内、1年以内に退職した者の比率は、令和5年3月までの過去7年間の卒業生数の平均で約30パーセントになっています。毎年、約20名程度の児童が、高校卒業後就職して一人暮らしを始めますが、その内3割程度は1年以内に退職しているということになります。



研修では、個々の事例について支援状況の概要が報告されますが、施設入所中からの支援が困難であったものも多く見受けられます。本人自身が抱える課題があり、なかなか支援自体が難しいと考えさせる事例が多いです。主なものとして、①障害があるものを含め本人の特性上の課題があるもの②成績不振のため、進学をあきらめやむなく就労したもの③人間関係を形成するのが苦手なもの④一人暮らしをするための生活力が乏しいもの⑤本人自身が施設からの支援に消極的か拒否的であるものなどがあげられます。このような事例を見ると、施設を出た後就労を長く続けること自体がかなり難しいのではないかと考えてしまいます。おそらく施設の職員もそのように考えながら、施設を出た後のアフターケアに取り組んでいるのだろうと思います。

では、今年の3月に退所し就職した若者たちの現状はどうなっているのかを各施設に聞いてみました。22名（就労継続支援A型含む）のうち8名は、すでに退職していました。その後も大半は施設が支援を続けており新しい仕事に就いている事例もありますが、連絡すら取れなくなっている事例もあります。来年6月の研修では、これらの事例が各施設から紹介されることと思いますが、困難な事例の意見交換にとどまらず、支援の強化につながるような議論・検討を期待します。

今年の4月から児童福祉法が改正され、児童養護施設や里親家庭で過ごせる年齢制限がなくなりました。もうしばらく施設にいて、一人暮らしの力をつけさせたらどうかと考えることもあります。ケースによっては、そういう選択をしたほうがよいと見通せる場合は、措置延長や自立生活援助という選択肢をとる場合もありうると思います。現に高卒後に進学・就職した入所者がそのまま措置を継続されるケースはまだ少ないですが珍しくはなくなりました。今後こういった制度をさらに活用しながら、一人暮らしをしていく能力が乏しいまま退所させることがないようにし、また、退所後も孤立させないようなアフターケアの強化が望まれます。

【新しく協力雇用主に登録頂いた企業】

株式会社 QUADS	名古屋市内	美容業	ヘアセット、物販
------------	-------	-----	----------

寮完備の企業の方や、様々な職種において子ども・若者をご理解頂ける雇用主様を募集しています。

